

オールドレイクゴルフ倶楽部会則

第一章 総 則

第1条 (名称)

本倶楽部はオールドレイクゴルフ倶楽部と称する。

第2条 (目的)

本倶楽部はオールドレイク株式会社(以下、「会社」という。)が所有するゴルフ場の施設を利用して会員相互の親睦を図り、明朗健全なる社交、及び、スポーツの機関たらしめ併せてゴルフの普及発展に努めることを目的とする。

第3条 (事務局)

本倶楽部の事務局は施設内におくものとする。

第二章 会 員

第4条 (会員種別)

本倶楽部の会員は次のとおりとする。

- 1 特別会員
- 2 正会員 (法人・個人)
- 3 平日会員

第5条 (特別会員)

特別会員は本倶楽部の創業・運営等に功績のあった者で理事会において推薦された者とする。

第6条 (入会手続)

正会員及び平日会員として本倶楽部に入会しようとする者は、規定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得て所定の入会保証金及び名義登録料を会社に納入するものとする。
なお、入会保証金及び名義登録料並びに名義書換手数料の額は理事会の承認を得て会社が別に定める。

第7条 (保証金の取り扱い等)

- 1 入会保証金には利子及び配当金はつけない。
退会の場合は入会保証金は返還されるものとする。
入会后15ヶ年以内の退会の場合は入会の日から15ヶ年経過後会社の規定により返還する。
なお、分割により発行された預かり証については返還期日を記載するものとする。但し、天災地変、経済変動その他やむを得ない事態の発生により倶楽部の運営に支障が生じた場合は、返還期日より5年経過後5年間の均等払いに延長することができる。なお、滞納又は未払のある場合は入会保証金と相殺して残金を返還するものとし、この場合退会会員は再度入会できない。
- 2 入会保証金の切り替え、再預託及び新規募集の場合の入会保証金にしてその返還期日を会社解散時としたものについては「入会保証金には利子及び配当金はつけない」という点を除き前項の適用はないものとする。

第8条 (名義書換)

正会員又は平日会員は理事会の承認を得てその資格を譲渡し、名義書換をする事ができる。
名義書換手数料は会社が別に定めたものを会社に納入するものとする。
理事会の承認がなければ、倶楽部に入会することはできない。

第9条 (反社会的勢力等追放)

- 1 本倶楽部は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者(以下、「反社会的勢力等」という。)の本倶楽部への入会および施設の利用を認めないものとする。
- 2 会員は、反社会的勢力等を同伴または紹介してはならないものとする。

第10条 (年会費等)

会員は会社が理事会の承認を得て別に定めた年会費、その他の料金を会社に納入するものとする。

第11条 (資格の停止)

会員は次の場合資格を失う。

- 1 退 会
- 2 除 名
- 3 譲 渡

第12条 (会員の責務)

会員は会則、その他の規則を遵守しなければならない。
会員はセクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントを含むあらゆるハラスメント行為を本倶楽部内で行ってはならない。

第13条 (資格停止又は除名)

次の各号に該当するときは、理事会の決議により、会員としての資格を一時停止処分又は除名することができる。

- 1 本倶楽部の名誉を毀損し、又は秩序を乱す行為のあったとき。
- 2 本会則、本倶楽部の諸規則または利用約款に違反したとき。
- 3 年会費その他の料金の支払を3ヶ月以上滞納したとき。
- 4 その他除名を至当とする行為のあったとき。

第14条 (休会)

- 1 会員が、傷病加療中その他の理由により施設の利用ができないときは、本倶楽部が定める休会の手続に従って本倶楽部の承認を得て、休会することができる。
- 2 休会期間は原則として1年間とする。
休会期間から引き続き休会を希望する場合は、休会期間が満了するまでに前項の手続を改めて行って本倶楽部の承認を得なければならないものとし、以後も同様とする。
- 3 休会中の年会費は免除されるものとし、休会期間に応じて清算するものとする。
- 4 休会事由が解消した際には、会員は本倶楽部に対して遅滞なくその旨申し出るものとする。

第三章 役 員

第15条 (役職及び定数)

本倶楽部に次の役員をおく。

1. 理事長 1名
2. 副理事長 1名
3. 常務理事 1名
4. 理事 20名以内

第16条 (選任及び任期)

理事は会員中より選び、会社が委嘱する。
委嘱された理事の互選によって理事長・副理事長・常務理事を選出する。
その任期は1ヶ年とする。但し重任を妨げない。

第17条 (理事長)

理事長は本倶楽部を代表し、理事会の議長となり倶楽部の運営を総括する。副理事長は理事長を補佐し、理事長に差支えのある場合はその職務を代行する。常務理事は理事長を補佐し、業務の執行に当たる。

第18条 (招集)

理事会は理事長が必要と認めるとき理事を招集し、理事長がその議長となる。

第19条 (決議)

理事会の決議は出席理事の過半数を以て決し、可否同数のときは議長が決する。

第20条 (議案)

会社は理事会に対して必要に応じ倶楽部規則及びその他通達案の提出をし、その審議を求めることができる。

第四章 管 理

第21条 (権限)

理事会は本倶楽部運営を円滑にするため、次の事項を審議し、会社にこれを執行させる。

1. 本倶楽部運営に関する基本的事項
2. 上記に関する諸規則の制定改廃
3. その他必要な事項

第22条 (事業年度)

本倶楽部の事業年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第五章 個人情報取り扱い

第23条

- 1 本倶楽部は、法令に則り、個人情報の取り扱いを行うものとする。
- 2 本倶楽部の会員は、入会時に別途定める個人情報の取り扱いに同意したものとみなす。

第六章 会則の変更

第24条 (会則変更)

本会則の変更は理事会の決議を要する。

第七章 付 則

第25条 (細則)

その他必要な細則は、理事会の承認を得て会社がこれを定める。